

令和2年4月24日

学研災付帯海外留学保険（略称：付帯海学）にご加入の皆様及び学校事務ご担当者様

公益財団法人日本国際教育支援協会
学生支援部 学生保険課
東京海上日動火災保険株式会社
公務第二部 文教公務室

新型コロナウイルス感染症に関する付帯海学の補償改定のご案内

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する、現下の情勢等を踏まえ、以下のとおり付帯海学の補償改定を実施いたします。

1. 改定内容

付帯海学の疾病補償につきまして、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）」における一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症の場合は「責任期間終了後30日以内に治療開始した場合（死亡保険金については死亡された場合）」を補償対象としておりますが、以下のとおり感染症の範囲を拡大いたします。

本改定により、新型コロナウイルス感染症についても「責任期間終了後30日以内に治療開始した場合（死亡保険金については死亡された場合）」は補償対象となります。

補償対象となる 「治療開始までの期間」	対象疾病	
	現行（改定前）	改定後
保険責任期間終了後 <u>30日</u> 以内	感染症法における一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症	感染症法における一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症に加え、「 <u>政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症</u> 」
保険責任期間終了後 <u>72時間</u> 以内	上記以外の疾病	上記以外の疾病

2. 対象制度

制度	特約
学研災付帯海外留学保険 (略称：付帯海学)	・ 疾病死亡保険金支払特約 ・ 治療・救援費用担保特約 ・ 疾病治療費用担保特約

3. 本改定の対象

本改定は、令和2年2月1日（土）（*1）に遡って適用します（*2）。具体的には、以下の加入が対象となります。

- ◆ 令和2年2月1日（土）が保険期間に含まれる加入
- ◆ 令和2年2月1日（土）以降に保険始期がある加入

（*1）「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等」の施行日

（*2）令和2年2月1日（土）以降に治療を開始した場合（死亡保険金については死亡された場合）が補償対象となります。

【ご請求のご連絡】

ご請求のご連絡につきましては、パンフレットに記載の取扱代理店または以下の連絡先までご連絡ください。

日本国内	日本国内保険金ご請求 ・ 受付フリーダイヤル 受付時間：24 時間 365 日	 0120-789-133
日本国外	東京海上日動海外総合 サポートデスク 受付時間：24 時間 365 日	海外旅行保険あんしんガイド（*3）をご確認ください。

（*3）2017年12月1日～2020年3月31日始期契約

(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/telephone/>)

2020年4月1日～始期契約

(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2004/telephone/>)

<お問い合わせ先>

詳細につきましてはパンフレットに記載の取扱代理店・保険会社営業店までお問い合わせください。